参考1

官庁営繕事業の事業評価概要

平成23年9月 官庁営繕部

官庁営繕事業に係る事業評価

〈新規事業採択時評価〉:実施主体 国土交通本省

- 事業費を予算化しようとする事業について実施。
- 新規事業の採択時において実施。
- 新規事業採択時評価は、費用対効果分析を含め、総合的に実施。

〈再評価〉※1

- ① 事業採択後一定期間が経過している事業
 - (事業採択後<u>3年間が経過した時点で未着工</u>の事業、<u>5年間が経過した時点で継続中</u>の事業、<u>再評</u> 価実施後3年間が経過した時点で未着工又は継続中の事業)
- ② 社会経済情勢の急激な変化等により再評価の実施の必要が生じた事業について再評価を行い、必要に応じて見直しを行うほか、事業の継続が適当と認められない場合には事業を中止するもの。
 - ※1 <u>再評価の実施主体は、直轄事業で本省が行う事業にあっては本省、地方支分部局等が行う事業にあっては</u> 地方支分部局等。

〈完了後の事後評価〉※2

- ・事業完了後2年間が経過した事業。
- ・事業の効果、環境への影響等の確認を行い、必要に応じて適切な改善措置、同種事業の計画・調 査のあり方等を検討するもの。
- ※2 <u>完了後の事後評価の実施主体は、直轄事業で本省が行う事業にあっては本省、地方支分部局等が行う事業</u> <u>にあっては地方支分部局等。</u>

官庁営繕事業の新規事業採択時評価

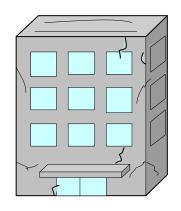
- 新規事業採択時評価では、次の<u>三つの視点</u>に基づき評価を実施
 - ① 事業計画の必要性
 - ② 事業計画の合理性
 - ③ 事業計画の効果
- 採択要件は、次の ①~ ③を全て満たすこと。
 - ① 事業計画の必要性に関する評点が100点以上
 - ② 事業計画の合理性に関する評点が100点 (事業と同等の性能を確保できる他の案との経済比較を行った際に、事業案の方が経済的であると評価される場合など)
 - ③ 事業計画の効果に関する評点が100点以上 (業務を行うための基本機能(B1)」と「施策に基づく付加機能(B2)」の2つの機能に区分して評価)

新規事業採択時評価手法(視点ごとの評価イメージ)

■事業計画の必要性(建替えの場合)

現在入居している建物の状況から、事業の必要性を評価

現在の建物に弊害が多いほど点数(建替えの必要性)が高い



老朽による弊害解消 の必要性



狭隘解消の必要性

その他、分散、借用の返還、施設の不備などの項目について評価する。



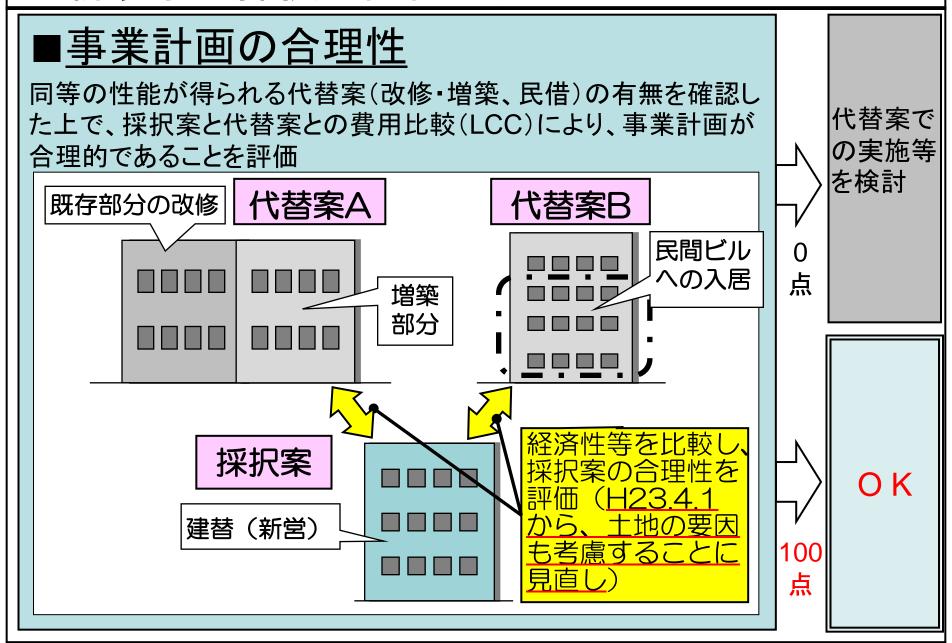
100 点 未満



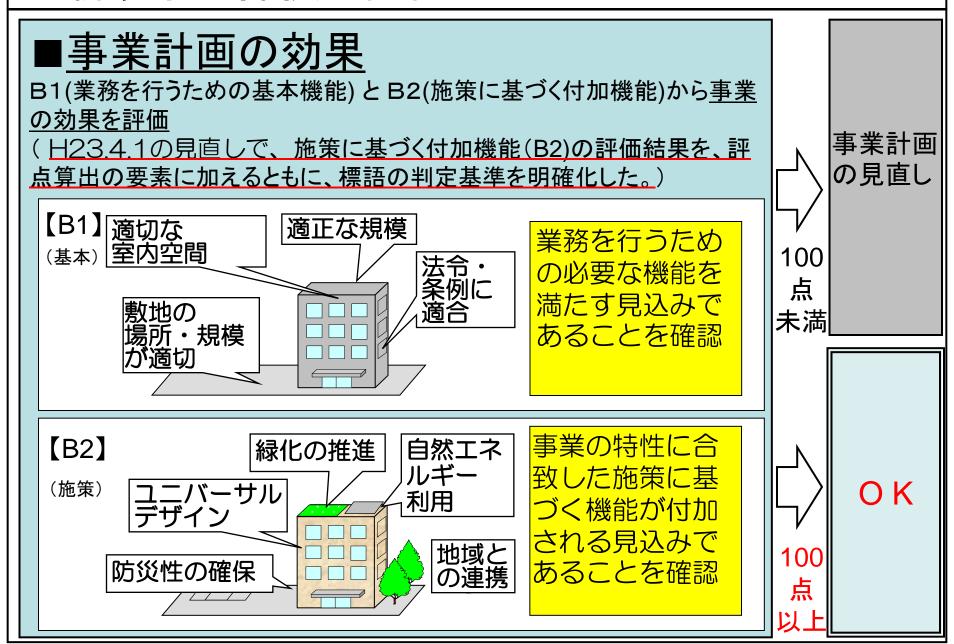
OK

100 点

新規事業採択時評価手法(視点ごとの評価イメージ)



新規事業採択時評価手法(視点ごとの評価イメージ)



(参考)新規事業採択時評価の見直し状況

平成22年度第1回官公庁施設部会事業評価小委員会(平成22年8月19日)における 新規事業採択時評価手法に係る意見に対する見直し対応

- 1 事業計画の合理性の評価 事業計画について土地の要因を考慮した経済比較を行うこととした。
- 2 事業計画の効果の評価

施策に基づく付加機能(B2)の評価結果を、評点算出の要素に加えるともに、 標語の判定基準を明確化した。

なお、事業計画の必要性の評価で、評価指標のひとつである「狭あい」を評価するために用いる面積率算定式に関し、「一人あたりの面積が狭いのでは」との意見については、同式は、<u>職員一人あたりに乗じる係数ではなく、換算人員(執務人員及び職階に応じ定めた数)に乗じる係数を用いた略算式</u>であるとともに、これに<u>各官署特有の固有業務室を加算する</u>ことから、一人あたりの面積として算定式は妥当と考えられ、現行のままとした。